

仕 様 書（特記事項）

調査船北洋丸上架修理工事 特記事項

1 一般事項

- (1) 工事場所 造船所
- (2) 工 期 着工 令和元年（2019年）12月19日
完成 令和2年（2020年） 2月 5日
- (3) 契約の内容 北海道建設工事執行規則を準用し、資材、労力、運搬等一式請負とする。
- (4) 工事の範囲 本仕様書を準用し、別紙の各部仕様書に示された範囲の工事とする。
- (5) 工事にかかる留意事項
 - ア 工事の施工については、必要な官公署の手続き及び申請書等の必要事項は、遅滞なく行うこと。
なお、検査に係る申請手続等に係る一切の経費は業者負担とする。
 - イ 工事の施工資材はすべて規格品又は同等品以上の良質かつ欠点のないものを使用し、鋼材はJIS一種、木材は、一等材をもって施工すること。
ただし、仮設材料については、使用上差し支えない程度の古材を使用することができる。
 - ウ 検査記録表及び運転成績表、計測記録表等は必要指示部数を係員に提出すること。
 - エ 工事期間中は、防火、保安に全力を期すこと。
 - オ 工事期間中に当船に必要な飲料水、電気等を供給し、又船員の住居、炊事及び入浴等の施設を提供すること。
 - カ 本工事は、船舶安全維持に必要な諸工事を包含するものであるから、本仕様書に不明な点、又は疑義のあるときは、細部にわたり監督員の説明、並びに指示を受け、本書に明記のない事項についても、一般工法上、当然施工すべきことは、諸規則上からも十分な施工をすること。

2 船体整備

- (1) 上架、下架に関しては、船底突起物又は船側突起物を破損しないよう充分注意すること。
- (2) 下架に際しては、工事受渡完了まで保安上安全な場所に保留すること。

施工要件

- 1 工事は最善の方法により丁寧かつ安全に施工すること。
- 2 請負人は、監理技術者又は主任技術者を工事に専任で配置し、また、現場代理人を工事現場に専任で配置すること。
- 3 工事を施工する際に附帯する諸材料、労力、機械具、電力等は仕様書に支給する旨明記してあるものを除き、すべて請負人の負担とする。
- 4 請負人は工事施工のため、取壊し又は汚損した箇所は工事監督員の指示又は承認を受けて現状に修復すること。
- 5 請負人は、管轄官庁等の検査を受ける場合（受ける必要が生じた場合を含む。）は工事の工程に応じて検査準備（諸計測を含む。）及び申請の手続きをすること。
- 6 請負人は、工事監督員が要求する諸計測（絶縁抵抗試験を含む。）を行うこと。
- 7 請負人は、工事期間中は検査及び各種試運転を施行するとき、その準備が乗組員によってできない場合は、工事監督員と打ち合わせの上請負人の負担において準備すること。
- 8 工事期間中に乗組員によって各種試運転を施行する場合も前項を準用する。
- 9 第6項及び第7項の検査及び試運転を施行する際は請負人は技術者を立ち合わせることに。
- 10 請負人は荒天、火災、その他災害等に関し適切な保安処理を講ずるものとし、この保安処置に関し工事監督員から要求があった場合はこれに応じること。
- 11 工事仕様書に明記していない事項又は疑義がある場合は工事監督員と協議しその指示に従うこと。